

就学援助費制度について

経済的な理由で義務教育を受けさせることが困難な家庭の子どもに対して、保護者に学用品代や給食費などの援助を行っています。就学援助費を希望される方はご連絡ください。

【対象】

援助の対象となるのは、玉村町に在住し、小学校・中学校に在籍する児童生徒又は就学予定者の保護者で、次のような理由により教育委員会が認定した方です。

- 1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者
- 2) 教育長が前号に規定する者に準ずる程度に経済的に困窮していると認める者

【認定方法】

学校長等の助言を聞き、教育委員会で認定審査を行います。

【支給対象となる費用】

- 1) 学用品費：義務教育に必要な経費です。
- 2) 校外活動費：遠足等の学校行事（日帰り）における経費です。
- 3) 校外泊活動費：臨海学校等の学校行事（宿泊）における経費です。
- 4) 新入学用品費：入学時に必要な経費です。
- 5) 修学旅行費：修学旅行で必要な経費です。
- 6) 給食費：全額支給となります。※無償化の対象となった場合は支給しません。
- 7) 医療費：支給の対象となる疾病（う歯などの保険診療対象の治療に限る）の医療費です。
- 8) 災害共済掛金：毎年4月に徴収しています。認定が4月過ぎの場合は支給対象になりません。

【支給額】 年間支給額は下記のとおりです。

小学校

学年	学用品費	校外活動費	校外泊活動費	新入学用品費	修学旅行費	合計
1年生	※11,630円	1,600円		※57,060円		70,290円
2～4年生	13,900円	1,600円				15,500円
5年生	13,900円		3,690円			17,590円
6年生	13,900円				22,690円	36,590円

「学用品費」について、就学援助費が認定されてから月割りで計算されます。(表は上限額)

中学校

学年	学用品費	校外活動費	校外泊活動費	新入学用品費	修学旅行費	合計
1年生	※22,730円		6,210円	※63,000円		91,940円
2年生	25,000円	2,310円				27,310円
3年生	25,000円				60,910円	85,910円

「学用品費」について、就学援助費が認定されてから月割りで計算されます。(表は上限額)

※「学用品費」と「新入学用品費」について支給の考え方が変わりました。

「新入学用品費」に「第1学年の学用品費」が含まれてまとめて支給されます。

小学校： 57,060円 → 68,690円 (+11,630円)

中学校： 63,000円 → 85,730円 (+22,730円)

ただし、「新入学用品費」が支給対象外の場合は、「学用品費」のみ分割支給となります。

- 途中認定された場合、認定された翌月から支給対象となります。
- 年度途中での認定や取消があった場合、月割りで支給されます。
- 表示されている校外活動費・校外泊活動費・修学旅行費の金額は支給の限度額です。実際にかかった経費により支給額が変わりますので、金額はあくまでも目安とお考えください。
- 新入学用品費は小学校・中学校ともに1年生のみ、4月に対象者とみなされる児童生徒に支給されます。
(入学準備金として入学前に支給されている場合、重複して受け取ることはできません。)

【支給時期】

年3回(8月・12月・3月)に分割して支給されます。

ただし、新入学用品費を入学準備金として入学前に支給する場合は、2月末に支給します。

【認定取消】

下記のように家庭状況が変化した場合、認定が取り消されます。

- 1) 家を購入した場合
- 2) 保護者が婚姻し、経済的に安定して援助を受ける必要がなくなった場合 など

【申込先】

学校教育課窓口にて保護者ご自身がお越しください。

【お問い合わせ先】

学校教育課 TEL 0270-64-7713